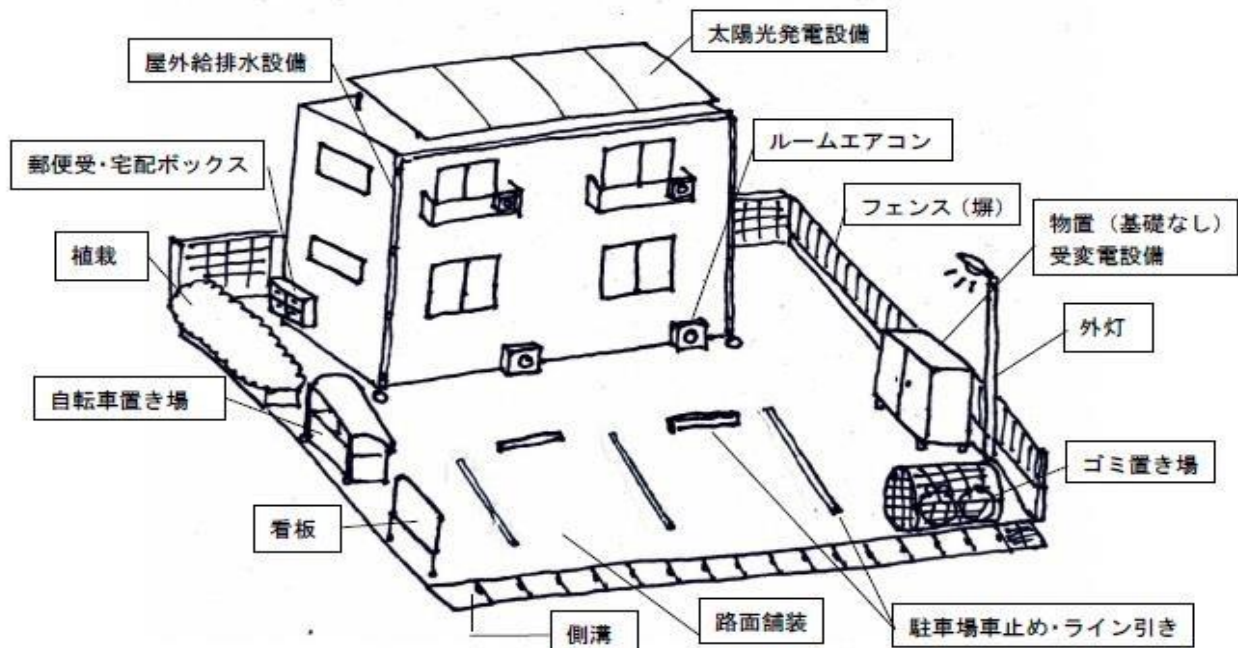


借家および共同住宅などの不動産貸付業に係る償却資産の申告について

貸家・共同住宅（アパート）や貸駐車場などの事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の対象となります。償却資産には、土地や家屋のような登記制度がありません。そのため、所有者（事業主）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有する資産について申告が必要となります。

1 償却資産にあたる設備の具体例



構築物	受変電設備(15年), 看板・金属製門(20年), 看板・その他門(10年), ブロック塀(15年), 屋外給排水設備(15年), 側溝(15年), 外灯(15年) 屋外ガス配管設備(15年), 駐車場（アスファルト舗装, ライン引き, 車止め）(10年), 植栽(20年), 物置(家屋対象外のもの)(10年), ごみ置き場(10年), 自転車置き場（家屋対象外のもの）(10年)
機械および装置	太陽光発電設備（屋根と一体ではないもの）(17年)
工具器具および備品	備付けエアコン(6年), 防犯カメラ(6年), 宅配ボックス(10年), 集合郵便受け(10年)

※（ ）の中は、標準的な耐用年数です。構造や用途により異なる場合があります。

2 申告の方法

- (1) 申告の際には、各々の資産について、「工事内訳明細書（見積時）」などから名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数を抽出して記入をお願いします。
- (2) 償却資産は税額の基になる課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税の課税対象になりませんが、事業を営まれている限り、償却資産の申告は必要です。